

2012年7月23日

西阪研究室研究プロジェクトにおけるデータの使用および管理 のための指針（2012年度版）

明治学院大学社会学部
西 阪 仰

この手引きは、2012年度以降の科学研究費補助金（西阪代表）の助成による調査（ビデオもしくはテープレコーダによる取材）において得たデータの使用および管理のルールを定めたものです。このルールは西阪研究室におけるすべての研究プロジェクトのメンバーのためのものです。

この一連の研究は、様々な調査参加者の方々のご厚意により成り立っています。そのため、これらの方々のプライバシーを守ることはもちろんのこと、ご協力への感謝とご理解いただいたことへの敬意を失わないようにしたいと思っています。

もちろん、場合によっては、調査参加者を含め、様々な形で調査に協力いただいた方々の活動に対して、批判的視点も必要になるかもしれません。しかし、その場合も、あくまでも敬意をもった批判でなければならないと思います。個人の悪意に問題を還元することなく、批判は、社会、システム、あるいは個別組織の、あくまでも構造的な問題に照準したいと思います。したがって、学会発表であれ、授業であれ、あるいは報告書・論文であれ、個人を揶揄の対象にすることなど、厳に慎まなければならないと考えます。

このような基本的な構えから、いくつかのルールを以下に提案したいと思います。

1. データの使用

1. プライバシー

保護されるべきプライバシーは、次のように定義できる。

- 1) 個人の氏名のみならず、個人の特定につながりうるすべての言語的および視覚的情報
- 2) 診察・カウンセリング・介護などの特定の文脈のなかでしか「他人」（すなわち家族でも友人でもない者たち）に対して語ることのない言語的情報
- 3) 診察・介護などの特定の文脈のなかでしか露出することのない身体部位

2. 調査参加者のプライバシーの保護

1) 論文・報告書・学会の配布物等、文字におけるデータ使用（以下、論文等）において

- (a) 原則としてすべての固有名を匿名化する。「固有名」のなかには個人の氏名、施設名、地名も含まれる。（例えば、どこからどこに引っ越したというような情報は、個人の特定に十分つながりうるので注意したい。）
- (b) ライフストーリーなどが含まれるものについては、その内容から個人の特定につながる可能性があるため、必ず断片化し、不必要な引用はしない。とくに、ここもなんとなく関連があるから、あるいはなんとなく面白いから、という理由だけで、引用したりしない。引用する以上は、その部分について、必ず地の文において分析を行ない、その分析が論文等の主張・知見にどのような関係があるのかを、必ず明確にすること。
- (c) 静止画は使用しない。必要な場合はトレース画を用いる。

2) 学会発表・（ワークショップを含む）研究会での研究報告において

- (a) 承諾書において承諾を得ている場合も、原則として動画・静止画・音声は提示しない。承諾書において動画・静止画・音声の使用の承諾を、明確に得ていない場合は、動画・静止画・音声の提示は、いかなる場合も、絶対に行なってはならない。また、顔の映った動画・静止画の使用の承諾を、明確に得ていない場合は、顔を隠す等の加工を施していない動画・静止画の提示は、絶対に行なってはならない。
- (b) 承諾書において承諾を得ている場合で、かつ、どうしても動画・静止画・音声を提示する必要があるときは、言葉でその部分に対し十分な分析を施し、その分析が自分の主張にどう関係しているかを明確にする。動画をただ流すことは、絶対に避ける。また動画を用いるときは、たとえ顔の映った動画の提示の承諾を得ているとしても、次の条件を満たすようにする。
 - ・ 2 の 1) (顔) と 3) (露出された身体部位) とが一続きの動画のなかにもともに現れないようにする。
 - ・ 2 の 1) (顔) と 2) (秘密性の高い言語的情報) とが一続きの動画のなかにもともに現れないようにする。
- (c) 承諾書において承諾を得ている場合、かつ、各プロジェクトが扱う対象領域の専門家（例えば、医療の場合は医療専門家、ニート支援の場合はその支援の専門家）のための学会・研究会においてデータを使用する場合は、上のかぎりではない。ただし、言葉で動画・静止画・音声の提示部分に対し十分な分析を施し、その分析が自分の主張にどう関係しているかを明確にすること。（この例外条項は、あくまでも個別専門領域という文脈のなかでは身体部位の露出や特定の生活情報が一定の必然性を持ちうるということを前提としたものである。その時々状況に応じて、各自判断されたい。いずれにしても、動画・静止画・音声の提示は最低限にとどめ、かつ下の 3) の (b) と同様な措置を取ることが好ましい。）

3) データ検討会（いわゆる「データ・セッション」）において

- (a) 公開のデータ検討会では、承諾書において承諾を得ている場合も、動画・静止画は用いない。音声とその転写（トランスクリプト）を用いた場合、転写は必ず回収すること。
- (b) 指導教員もしくは当該研究領域の専門家から助言を得るためのための非公開の少人数データ検討会は、研究チームによるデータ分析に準じるものと扱うことができる。その場合あらかじめプライバシーの露出度の高いものであることを宣言し、内容について口外しないことを参加者に求めること。

4) 授業において

- (a) 講義形式の授業においては、動画・静止画・音声は、いずれも提示してはならない。匿名化が施され、かつ断片化された転写、および静止画からのトレース画のみを、（承諾書における承諾に従って）提示する。
- (b) 動画・静止画の授業における使用が承諾書において承諾されている場合、（おおむね 15 人以下の）少人数の演習形式の授業で、かつ、データ提示の意味を一人ひとりに十分説明できる環境が保証されているとき、動画・静止画・音声も、授業で用いることができる。（ただし、動画・静止画・音声の授業における使用について、承諾書による承諾を明確に得ていないとき、動画・静止画・音声を授業で使用することはできない。）その場合、2 の 2) の b) と同等の配慮を行なうこと。
- (c) 各プロジェクトの扱う対象領域の専門家養成のための授業においては、承諾書において承諾されている場合、2 の 2) の c) と同様に動画・静止画・音声を提示することができる。

3. 調査参加者本人からの文書による許可

以上の指針と異なるデータ使用がどうしても必要なときには、どの部分をどのように使うかについて、調査参加者本人より文書により事前に許可をとること。（ただし、引越し等により、調査参加者本人に連絡をとる手段がないこともある。その場合は、原則として、以上の指針と異なるデータ使用は、断念すること。）

4. データのプロジェクト間混淆使用の禁止

西阪研究室のプロジェクトで集めたデータを、他研究室のプロジェクトのデータと混淆して使用することは、できない。ただし、次の 2 つの条件が同時に満たされる場合は、論文等に、（上の指針の範囲内で）使用してもよい。

- (a) 当該論文等が、他研究室の特定プロジェクトの成果として位置づけられたものではないこと。
- (b) 執筆者に、西阪研究室の各プロジェクトのメンバー以外の者が含まれていないこと。

II. データの管理

1. データの種類

ここで言うデータとは、次のものを含む。

- (1) ビデオ動画が録画されたテープ
- (2) ビデオ動画の電子ファイル
- (3) 音声の録音テープ
- (4) 音声の電子ファイル
- (5) ビデオ動画から作成された静止画（印字されたもの）
- (6) ビデオ動画から作成された静止画の電子ファイル
- (7) 音声および動作を文字起したもの（トランスクリプト）およびその電子ファイル
- (8) 静止画をトレースした画像およびその電子ファイル

2. データのコピーおよび保管

1) オリジナル・データの保管

1の(1)(3)(5)はコピーせず、西阪研究室内の鍵のかかったキャビネットに保管する。西阪が、病気・死去その他の事情により、管理を継続できなくなったときのために、西阪が代表を務める各プロジェクトのメンバーから、管理後継者を指名しておく。また、管理後継者が管理を継承したときには、直ちに、自らの管理後継者を、プロジェクト・メンバーより指名しなければならない。

2) データの電子ファイル（電子データ）のコピー

1の(2)(4)(6)は、各プロジェクトのメンバー（調査参加依頼書に明記されたメンバー）が1つずつコピーを持つことができる。電子データの一部もしくは全体のコピーを、プロジェクト・メンバー以外の者に、一時的であれ、貸与することはできない。電子データの管理は以下のように行なう。

- (a) 必ず、外付けのハードディスクに暗号化された領域（パスワードで保護された領域）を作成し、そこに保存する。一時的にであれ、暗号化されていない領域にコピーしてはならない。
- (b) 電子データで作業するとき以外は、(a)の外付けハードディスクは、コンピュータからはずしておく。
- (c) 電子データの保存されたハードディスクをコンピュータにつなげるときは、必ず、インターネットを切断する。

3) トランスクリプトの管理

トランスクリプトの作成にあたっては、最初の段階から、すべての固有名を匿名化する。元の固有名と仮名との対照表を作成する場合は、そのファイルは、上の 2) の (a) の暗号化領域に保存する。

4) トレース画の作成

トレース画の作成にあたっては、分析と直接かかわりのない特徴（髭、目がね、髪の色、など）は、できるだけ省き、個人の特定が不可能となるよう工夫する。

3. データの破棄

コピーした電子データは、当該データの撮影・録音日から起算して、10 年後にすべて、一旦破棄する。オリジナルのデータ（テープの場合は、テープおよび電子化されたファイル 1 つ）は、さらに 5 年間、西阪研究室の鍵のかかったキャビネットに保存し、その 5 年を（すなわち、撮影・録音日より起算して 15 年を）経過した時点で、原則的に破棄する。ただし、この 5 年間を超えて、データを使用する可能性が明確かつ具体的にあるときは、2 年ごとに破棄を延期することができる。

以上